

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成30年7月26日（平成30年（行情）諮問第318号）

答申日：令和元年10月1日（令和元年度（行情）答申第224号）

事件名：「日・米物品役務相互提供協定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる49文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月24日付け情報公開第02828号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）経緯

外務省は、平成28年9月28日付けで受理した審査請求人からの開示請求「「日・米物品役務相互提供協定」（2016年9月26日署名）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。＊「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。」に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分として1件の文書を特定し、開示とする決定を行った後（平成28年11月28日付け情報公開第02124号）、文書54件を対象文書として特定し、5件を開示、49件を部分開示とする原処分を行った（平成29年3月24日付け情報公開第02828号）。

これに対し、審査請求人は、平成29年3月30日付けで対象文書の不開示部分について、支障が生じない部分については開示すべきであるとして、原処分の取消しを求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分において部分開示とされた、別紙に記載の49文書である。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書6～53の総番号、発受信時刻、パターンコードは、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されており、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号により、不開示とした。

イ 文書6（2頁目4～6行目）、文書13、14（2頁目4～7行目）、文書16（本文3～4行目）、文書17～19（2頁目4～7行目）、文書20（2頁目4～8行目）、文書21（1頁目本文3行目、2頁目本文下から7行目）、文書23（1頁目本文2行目）、文書26（1頁目本文3、4行目）、文書28（1頁目本文3、4行目、2頁目本文下から10行目）、文書29（1頁目本文2～4行目）、文書30（2頁目3行目）、文書31（1頁目本文3、11行目、2頁目本文8行目）、文書32（1頁目本文3、9行目）、文書33（2頁目2、3行目）、文書34（1頁目本文3～5行目）、文書36（1頁目本文2、3行目）、文書37（1頁目本文2行目）、文書41（2頁目2行目2文字目から16文字目まで）、文書44（1頁目本文4行目、2頁目本文1行目）、文書45（2頁目4行目）、文書46（2頁目3行目）、文書47（2頁目1～3行目、下から5行目19～28文字目、下から3行目）、文書49（1頁目本文2、3行目）、文書51（本文2、7行目）、文書52（1頁目本文3行目）、文書54の不開示箇所には、個人の氏名、住所及び所属等、個人に関する情報（外国公務員の氏名・職名等の個人識別情報を含む）が記載されており、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであるため、法5条1号により、不開示とした。

ウ 文書6（上記ア及びイ以外の不開示箇所）、文書10（上記ア以外の不開示箇所）、文書13、14、16～21、23、26、28～34、36、37（以上、上記ア及びイ以外の不開示箇所）、文書40（上記ア以外の不開示箇所）、文書41（上記ア及びイ以外の不開示箇所）、文書42、文書44～47、49、51、52（以上、上記ア及びイ以外の不開示箇所）の不開示箇所には、公にしないことを前提とした米国との協議の内容に関する情報が記載されており、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ、又は米国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、

法5条3号により、不開示とした。

エ 文書7, 9, 11, 12, 15, 22, 24, 25, 27, 35, 38, 39, 43, 48, 50の不開示箇所には、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する情報が記載されており、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係を損なうおそれ、又は米国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号により、不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の一部に対する不開示決定の取消しを求めている。

しかしながら、外務省は、対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っていることに加え、請求人は原処分の開示実施をしておらず、不開示箇所の確認をすることなく今回の審査請求を行っているところ、同請求人の主張には合理的な理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

2 補充理由説明書

(1) 文書21の2頁目本文下から7行目、文書28の2頁目本文下から10行目及び文書31の2頁目本文8行目は、法5条1号に該当するとして不開示としたが、当該部分は、これを公にした場合、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、同条3号の不開示事由を追加する。

(2) 文書28の1頁目本文3行目、文書41の2枚目2行目(10文字目ないし12文字目)、文書46の2枚目3行目(26文字目以降)及び文書47の2枚目下から5行目(22文字目ないし24文字目)は、法5条1号に該当するとして、また、文書46の2枚目4行目は法5条3号に該当するとしてそれぞれ不開示としたが、改めて精査した結果、開示可能と認められることから、いずれも開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月11日 審議
- ④ 令和元年6月27日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月29日 諮問庁から補充理由説明書を收受

⑥ 同年9月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる49文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、上記第3の2(1)のとおり、不開示理由を追加するとともに、同(2)において新たに開示することとしている部分を除く部分(以下「本件不開示部分」という。)について、法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとしてなお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 外務省の電信システムに関する情報について

文書6ないし文書53は、いずれも外務省と在外公館との間でやり取りされた公電であり、これらの文書の総番号、発受信時刻、パターンコードの各不開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 個人の氏名及び肩書等について

別表に掲げる不開示部分には、外国政府の関係者の氏名及び肩書き等が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。次に、同号ただし書イ該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁にその認識を確認させたところ、諮問庁から、外務省は、外国政府の関係者の氏名及び肩書については、原則として、局長級以上の者である場合には公表慣行があるものとして扱っているが、その他の場合には不開示としており、本件対象文書においてその氏名及び肩書を不開示としている者についても、局長級以上には該当しない者であるため、不開示としたとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分に記載されている情報については、「公にされている情報」とも「公にすることが予定されている情報」であるとも判断すべき事情は認められないため、法5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき特段の事情も存しない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 日米間の交渉の内容及び日本側の交渉方針等について

文書6、文書7及び文書9ないし文書52の不開示部分（いずれも上記(1)及び(2)に掲げる部分を除く。）には、日・米物品役務相互提供協定に係る日米間の協議記録及び日本側の対処方針等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、日米間の交渉過程や当該協議に関連する日本側の対処方針の具体的内容等が明らかとなる結果、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ又は将来における他国との同種の交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

- 文書6 日米ACSAに関する協議（15日：記録）（第43566号）
- 文書7 日米ACSA（作業文書の送付）（第43571号）
- 文書8 日米間での後方支援（応答要領）（第50585号）
- 文書9 日米ACSA（作業文書の送付）（第55519号）
- 文書10 日米ACSAに関する協議（5月26日－27日：記録）（第59664号）
- 文書11 日米ACSA（日本側協定条文正式案の送付）（第59390号）
- 文書12 日米ACSA（PA案へのコメントの送付）（第63871号）
- 文書13 日米ACSAに関する協議（6月5日：記録）（第61057号）
- 文書14 日米ACSAに関する協議（第1回交渉：記録）（第79114号）
- 文書15 日米ACSA（対外説明内容の確認）（第64937号）
- 文書16 日米ACSA（対外説明内容の確認）（第6116号）
- 文書17 日米ACSAに関する協議（第2回交渉：記録）（第92608号）
- 文書18 日米ACSAに関する協議（7月28日：記録）（第92609号）
- 文書19 日米ACSAに関する協議（第3回交渉：記録）（第92610号）
- 文書20 日米ACSA：米国務省法律顧問部との意見交換（手続取極に関する法的整理）（第81279号）
- 文書21 日米ACSAに関する協議（VTCフォローアップ）（第8293号）
- 文書22 日米ACSAに関する協議（VTCフォローアップ）（第89731号）
- 文書23 日米ACSAに関する協議（米側修正案）（第8381号）
- 文書24 日米ACSAに関する協議（米側への申し入れ）（第90323号）
- 文書25 日米ACSAに関する協議（米側への申し入れ）（第90706号）
- 文書26 日米ACSAに関する協議（米側への申し入れ）（第8451号）
- 文書27 日米ACSAに関する協議（米側への申し入れ）（第91255号）
- 文書28 日米ACSAに関する協議（米側への申し入れ）（第8506号）
- 文書29 日米ACSAに関する協議（第8702号）
- 文書30 富田北米局長とハイランド在京米大首席公使との意見交換（第95

116号)

- 文書31 日米ACSAに関する協議 (第9003号)
- 文書32 日米ACSAに関する協議 (第9502号)
- 文書33 日米外務・防衛課長級協議 (概要) (第106022号)
- 文書34 日米ACSAに関する協議 (第9972号)
- 文書35 日米ACSAに関する協議 (第108206号)
- 文書36 日米ACSAに関する協議 (第10025号)
- 文書37 日米ACSAに関する協議 (技術的修正) (第10101号)
- 文書38 日米ACSAに関する協議 (米側技術的修正への回答) (第109940号)
- 文書39 米国務省法律顧問部とのやり取り (我が国における国際約束の締結権限) (第130293号)
- 文書40 森北米局長とハイランド在京米大首席公使の意見交換 (記録) (第134127号)
- 文書41 日米安保協力 (国防省関係者の内話) (第20264号)
- 文書42 日米ACSA (カーター国防長官から貴大臣及び中谷防衛大臣宛の書簡) (第4940号)
- 文書43 日米ACSA (カーター国防長官からの書簡) (第55096号)
- 文書44 日米ACSA (カーター国防長官からの書簡) (第5253号)
- 文書45 日米ACSA (森北米局長と米国防省関係者との意見交換) (第81437号)
- 文書46 日米ACSA (キム国務次官補代理と小野北米局参事官とのやり取り) (第88374号)
- 文書47 日米安保協力 (日米安保に係る今後の日程) (第89925号)
- 文書48 日米ACSA (署名に係る調整) (第93662号)
- 文書49 日米ACSA (署名に係る調整) (第8948号)
- 文書50 日米ACSA (署名に係る調整) (第95117号)
- 文書51 日米ACSA (署名に係る調整) (第9224号)
- 文書52 日米ACSA (デンマーク国防次官補代理からの申入れ) (第9391号)
- 文書53 日米ACSA (署名済みテキストの送付) (第100364号)
- 文書54 日米ACSA<署名式実施要領> (平成28年9月)

別表

本件対象文書	法5条1号が該当する不開示部分
文書6	2枚目4行目ないし6行目
文書13	2枚目4行目ないし7行目
文書14	2枚目4行目ないし7行目
文書16	本文3行目ないし4行目
文書17	2枚目4行目ないし7行目
文書18	2枚目4行目ないし7行目
文書19	2枚目4行目ないし7行目
文書20	2枚目4行目ないし8行目
文書21	1枚目本文3行目
文書23	1枚目本文2行目
文書26	1枚目本文3行目及び4行目
文書28	1枚目本文4行目
文書29	1枚目本文2行目ないし4行目
文書30	2枚目3行目
文書31	1枚目本文3行目及び11行目
文書32	1枚目本文3行目及び9行目
文書33	2枚目2行目及び3行目
文書34	1枚目本文3行目ないし5行目
文書36	1枚目本文2行目及び3行目
文書37	1枚目本文2行目
文書41	2枚目2行目2文字目ないし9文字目及び13文字目ないし16文字目
文書44	1枚目本文4行目及び2枚目本文1行目
文書45	2枚目4行目
文書46	2枚目3行目（26文字目以降を除く。）
文書47	2枚目1行目ないし3行目，下から5行目19文字目ないし21文字目及び25文字目ないし28文字目並びに下から3行目
文書49	1枚目本文2行目及び3行目
文書51	本文2行目及び7行目
文書52	1枚目本文3行目
文書54	全て